高知県建設工事成績評定要領

平成17年３月３日制定
平成18年７月１日改定
平成20年４月１日改定
平成28年４月１日改定
令和４年４月１日改定
令和７年４月１日改定
土木部長

高知県建設工事成績評定要領

（目的）

第１条　この要領は、高知県建設工事成績要綱の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定に資することを目的とする。

（評定の内容）

第２条　評定は、契約目的物を施工した受注者の技術力、取組姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

（評定の方法）

第３条　評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、「工事成績採点の考査項目別運用表」（別紙１・１－２・１－３、以下「運用表」という。）により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　一次評定者は、運用表（別紙１）の「１．施工体制〔Ⅰ．施工体制一般、Ⅱ．配置技術者〕」、「２．施工状況〔Ⅰ．施工管理、Ⅱ．工程管理、Ⅲ．安全対策、Ⅳ．対外関係〕」の細別毎に、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

また、「３．出来形及び出来ばえ〔Ⅰ．出来形、Ⅱ．品質〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、規格に対して十分なゆとりで適正な管理が出来ているかどうかについて、記入方法及び留意事項（別紙２）の「１．出来形及び品質のばらつきの考え方」を参照して評価すること。ただし、「Ⅰ．出来形」において、ばらつきが少ないと判断される場合は、該当項目数による評価も行う。「Ⅱ．品質」において、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

３　二次評定者は、運用表（別紙１－２）の「２．施工状況〔Ⅱ．工程管理、Ⅲ安全対策〕」、「４．工事特性」、「６．社会性等」の細別毎に、該当項目数で評価を行うものとする。

なお、「６．社会性等」の「地域への貢献等」とは工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、受注者の実施状況を基に加点評価を行うものとする。

４　検査職員は、運用表（別紙１－３）の「２．施工状況〔Ⅰ．施工管理〕、３．出来形及び出来ばえ〔Ⅰ．出来形、Ⅱ．品質、Ⅲ．出来ばえ〕」について評価を行うものとする。

「２．施工状況〔Ⅰ．施工管理〕」については、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

「３．出来形及び出来ばえ〔Ⅰ．出来形〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。

「３．出来形及び出来ばえ〔Ⅱ．品質〕」については、主たる工種を選択後に、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。ただし、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価項目による評価とする。

「３．出来形及び出来ばえ〔Ⅲ．出来ばえ〕」については、主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。

５　評定にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙－２）の出来形及び品質のばらつきの考え方、コンクリート構造物のクラック、多工種の取扱いを参照すること。

（評定基準）

第４条　工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記を参考とする。

Ａランク	80 点以上	他の模範となる優秀な工事
Ｂランク	７５～８０点未満	Ａランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
Ｃランク	６５～７５点未満	標準的な工事
Ｄランク	６０～６５点未満	Ｅランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
Ｅランク	60 点未満	今後指名などに影響を及ぼすおそれのある工事

（評定の利用）

第５条　工事成績評価の結果は、良質な工事の施工を確保し、優良な建設業者の育成の資料とするため、主に次の各号に掲げるものに利用するものとする。

（１）入札参加の選定又は評価を行うとき。

（２）建設業者格付認定基準において加点減点を行うとき。

（３）優良な工事を選定するとき。

（４）良質な工事施工を目指す監督指導体制の検討。

（評定表の管理）

第６条　工事成績評定表等は契約担当部署において５年間保存管理しなければならない。

附　則

１　この要領は、平成 17 年４月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

２　この要領は、平成 18 年７月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

３　この要領は、平成 20 年４月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

４　この要領は、平成 28 年４月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

５　この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

６　この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	評価対象項目			□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

□ □ (1)作業分担の範囲が、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。

□ □ (2)工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時には、それぞれ10日以内に登録申請が行われている。

□ □ (3)社内検査員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、社内検査体制が有効に機能している。

□ □ (4)建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に把握されている。

□ □ (5)施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。

□ □ (6)施工計画書と現場施工方法が一致している（施工計画書に施工方法の記載が省略されている場合は、一般的な施工方法と、現場が一致している。また、工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。）

□ □ (7)建設業許可票、労災保険関係成立票、建退共標識、作業主任者・資格者一覧表等が適正に掲示されている。

□ □ (8)緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。

□ □ (9)施工体制一般について指示事項がなかった。または、指示事項に関する改善が速やかに実施された。

□ □ (10)工場製作期間における技術者を適切に配置している。

□ □ (11)機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。

□ □ (12)その他理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

評価値＝　－ ／　－ ＝ －

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者 （現場代理人等）	評価対象項目			□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

□

【全体を評価する項目】

□ □ (1)現場代理人が常駐し、専任主任技術者(監理技術者)が専任している。

□ □ (2)作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。

【現場代理人を評価する項目】

□ □ (3)現場代理人として、工事全体の把握ができている。

□ □ (4)設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。

□ □ (5)監督職員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理(主任)技術者を評価する項目】

□ □ (6)書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。

□ □ (7)契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、現場に反映して工事を進めている。

□ □ (8)施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。

□ □ (9)下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。

□ □ (10)監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断をしている。

□ □ (11)施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。

【その他の項目】

□ □ (12)港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用)

□ □ (13)港湾工事等海上起重機作業船団長を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用)

□ □ (14)その他理由:

評価値＝　－／　－＝　－

現場代理人等の技術者の配置不備が原因で、監督員が文書により改善指導を行った。又は、専門技術者が配置されていない。のどちらか1項目に該当すればdとする。
監督員からの文書による改善指示に従わなかった場合はeとする。
dまたはeに該当する場合は、評価対象項目による評価は行わない。
一方、上記に該当しない場合は評価対象項目により評定を行う。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・d

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	評価対象項目			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

□

□ □ (1)契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工している。

□ □ (2)施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。

□ □ (3)現場条件変化に対して、適切に対応している。

□ □ (4)工事材料は、工程計画に影響がないように調達し、品質に影響がないように保管している。

□ □ (5)日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。

□ □ (6)日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。

□ □ (7)現場内の整理整頓を日常的に行っている。

□ □ (8)使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。

□ □ (9)立会確認、段階確認の手続きが適宜、的確になされている。

□ □ (10)各種施工管理資料を、不足なく整理している。

□ □ (11)建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。

□ □ (12)工事全般において低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。

□ □ (13)現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。

□ □ (14)その他理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

評価値＝　－ ／　－ ＝ －

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	評価対象項目 / 少額工事	工期内に早期に完成、打ち合わせ等が確認できる工事	工期内に完成	□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

□ □ (1)工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。

□ □ (2)実施工程表の作成及びﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟを行っており、適切に工程を管理している。

□ □ (3)現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。

□ □ (4)時間制限や片側交互通行等各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。

□ □ (5)工事進捗を早めるための取り組みを行っている。

□ □ (6)適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。

□ □ (7)休日の確保を行っている。

□ □ (8)別途併行工事との工程の調整が良好である。(併行工事がある場合)

□ □ (9)計画工程以外の時間外作業がほとんどない。

□ □ (10)工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。

□ □ (11)その他理由:

小額工事の評定について
三工事等で、工程表の提出がされていない工事の評定の目安は、工事を早期に完成させて、具体的に進捗管理を行ったことが打ち合わせ等で確認できる工事はb評価。工期内に完成させればc評価を標準とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数( )／評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

評価値＝ － ／ － ＝ －

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	評価対象項目			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

□

□ □ (1)災害防止協議会等を1回／月以上行っている。

□ □ (2)安全教育及び安全訓練を半日／月以上実施している。

□ □ (3)新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。

□ □ (4)店社パトロールを定期的に実施し、記録が整備されている。（労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用）

□ □ (5)各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告をしている。

□ □ (6)安全パトロール、TBM（ツールボックスミーティング）、KY（危険予知活動）等を実施し記録を整理している。

□ □ (7)過積載防止に取り組んでいる。

□ □ (8)使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。

□ □ (9)重機操作（クレーン作業等）に際して、誘導員の配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。

□ □ (10)仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。

□ □ (11)保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。

□ □ (12)地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。

□ □ (13)その他理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

評価値＝　－／　－＝　－

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	Ⅳ 対外関係	評価対象項目 □ □ (1)工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生が無い。 □ □ (2)地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 □ □ (3)第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応をおこなっている。 □ □ (4)関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □ (5)工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ (6)関係機関や地元等の調整協議の打ち合わせ記録が整備されている。 □ □ (7)その他理由:			□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

評価値＝　－　／　－　＝　－

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅰ 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きく契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以内）	□ 普通（80%以内）	□ 規格値内（80%超え）	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきが規格値の50%又は80%以内の場合の評価対象項目］

- □ (1)自社の出来形管理基準を適切に設定管理し、出来形測定値がもれなく適正に記録されている。
- □ (2)出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
- □ (3)出来形に関する写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ (4)出来形に関する写真が適切効果的に撮影されている。
- □ (5)出来形管理基準が定められていない工種について、監督と協議のうえで管理していることが確認できる。
- □ (6)その他（理由：

該当項目数＝　　－

判断基準

規格値に対するばらつきの程度	50%以内	80%以内
該当項目4項目以上 ・・・・・・・・・・・・・	a	b
該当項目3項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	b	b
該当項目2項目以下 ・・・・・・・・・・・・・	c	c

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅰ 出来形	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	□ □			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
				□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

評価値＝　－ ／　－ ＝ －

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

- 該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・ a
- 該当項目が 80%以上90%未満 ・・・ b
- 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・ c

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅰ 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きく契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以内）	□ 普通（80%以内）	□ 規格値内（80%超え）	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきが規格値の50%又は80%以内の場合の評価対象項目］

□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

規格値に対するばらつきの程度	50%以内	80%以内
該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・・・	a	b
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・・・	b	b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・	c	c

評価値＝ － ／ － ＝ －

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅰ 出来形	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	□ □ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ □ (2)設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ (3)施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ □ (4)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理している。 □ □ (5)不可視部分の出来形管理を写真撮影している。 □ □ (6)塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ □ (7)溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ □ (8)社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ (9)設計図書に定められている予備品に不足がない □ □ (10)分解整備における既設部品等の摩耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ □ (11)その他（理由: ）			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
26機械設備工事				□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・	a
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・	b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・	c

評価値＝ － ／ － ＝ －

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅰ 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きく契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以内）	□ 普通（80%以内）	□ 規格値内（80%超え）	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきが規格値の50%又は80%以内の場合の評価対象項目］

□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

規格値に対するばらつきの程度	50%以内	80%以内
該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・・・	a	b
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・・・	b	b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・	c	c

評価値＝ － ／ － ＝ －

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅰ 出来形	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	□ □ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ □ (2)機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表等に記録され、適切に管理されている。 □ □ (3)不可視部分の出来形管理を写真撮影している。 □ □ (4)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理している。 □ □ (5)設備全体に渡り、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ (6)設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾書とおり施工している。 □ □ (7)配管及び配線が、設計図書又は承諾図書とおりに敷設している。 □ □ (8)測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ □ (9)行く先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ □ (10)社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ (11)その他（理由: ）			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
27電気通信工事				□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・ a
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・ b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・ c

評価値＝ － ／ － ＝ －

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅰ 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きく契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以内）	□ 普通（80%以内）	□ 規格値内（80%超え）	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきが規格値の50%又は80%以内の場合の評価対象項目］

□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

規格値に対するばらつきの程度	50%以内	80%以内
該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・・・	a	b
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・・・	b	b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・	c	c

評価値＝ － ／ － ＝ －

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅰ 出来形	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	□ □ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ □ (2)機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表等に記録され、適切に管理されている。 □ □ (3)不可視部分の出来形管理を写真撮影している。 □ □ (4)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理している。 □ □ (5)設備全体に渡り、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ (6)設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾書とおり施工している。 □ □ (7)配管及び配線が、設計図書又は承諾図書とおりに敷設している。 □ □ (8)測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ □ (9)行く先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ □ (10)社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ (11)その他（理由: ）			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
28電気設備工事（建築）・				□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

該当項目が 90%以上 ・・・・・・・・・・・	a
該当項目が 80%以上90%未満 ・・・	b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・	c

評価値＝ － ／ － ＝ －

別紙−1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以下）	□ 普通（80%以下）	□ 規格値内（80%超え）	□ 判断できない	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきの判断ができない場合の評価対象項目］

- □ □ (1)適正に調査・試験が行われ、整理・記録し、適正な材料選定や施工に反映されている。
- □ □ (2)供試体が当該現場の供試体であること、採取、作成方法が適正であることが確認できる。
- □ □ (3)材料・製品の品質、形状、性能が品質証明書等で必要十分な品質が確認できる。
- □ □ (4)品質管理が適正に実施され、管理記録が適正に整備されている。
- □ □ (5)仕様書に定められた基本的な施工手順や施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
- □ □ (6)施工基面の処理（有害物、過掘り、平滑、清掃、湧水等）が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ (7)材料や構造物の保守管理、養生が適切に行われ、変形、破損、有害なクラックがない。
- □ □ (8)材料や構造物の継ぎ目部や接合部の処理方法や連結かみ合わせが適正で、適切な施工が確認できる。
- □ □ (9)端部のすり付け等細部まで、緩みや隙間等がなく入念に施工されていることが確認できる。
- □ □ (10)その他（理由：

評価値＝ − ／ − ＝ −

①品質の評定は、工事全般を評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	□ □			□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

評価値＝ − ／ − ＝ −

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以下）	□ 普通（80%以下）	□ 規格値内（80%超え）	□ 判断できない	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った
	［ばらつきの判断ができない場合の評価対象項目］ □ 評価値＝ － ／ － ＝ －				

①品質の評定は、工事全般を評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	□ □ (1)材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ □ (2)設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ □ (3)設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ □ (4)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ □ (5)溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ □ (6)塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ □ (7)操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。 □ □ (8)操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾書のとおり機能している。 □ □ (9)小配管、電気配線、配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ □ (10)設備の取扱説明書を工夫している。 □ □ (11)完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ □ (12)機器の配置が点検しやすいように工夫している。 □ □ (13)設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるように工夫している。 □ □ (14)二次コンクリートの配合試験及び試験練が実施され、試験成績表にまとめられている。 □ □ (15)バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすく表示している。 □ □ (16)計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ □ (17)回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護している。 □ □ (18)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ (19)現地の状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取組んでいる。 □ □ (20)その他（理由:			□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った
	評価値＝ － ／ － ＝ －				

26機械設備工事

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以下）	□ 普通（80%以下）	□ 規格値内（80%超え）	□ 判断できない	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った

［ばらつきの判断ができない場合の評価対象項目］

□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □
□ □

評価値＝ － ／ － ＝ －

①品質の評定は、工事全般を評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	□ □ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。				
	□ □ (2)材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。				
	□ □ (3)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。				
	□ □ (4)操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。				
	□ □ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。			□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った
	□ □ (6)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。				
	□ □ (7)操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。				
	□ □ (8)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。				
27電気通信工事	□ □ (9)現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。				
	□ □ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新を含む）の場合は、修正又は更新）している。				
	□ □ (11)完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。				
	□ □ (12)設備の構造において、点検個所や消耗品の取り換え作業が容易にできるように工夫している				
	□ □ (13)その他（理由：				

評価値＝ － ／ － ＝ －

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

別紙-1

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 □ 少ない（50%以下）	□ 普通（80%以下）	□ 規格値内（80%超え）	□ 判断できない	□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った
	［ばらつきの判断ができない場合の評価対象項目］ □ 評価値＝ － ／ － ＝ －				

①品質の評定は、工事全般を評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
28電気設備工事（建築）・	□ □ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □ □ (2)材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ □ (3)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ □ (4)操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ □ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □ □ (6)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ □ (7)操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ □ (8)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □ □ (9)現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □ □ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新を含む）の場合は、修正又は更新）している。 □ □ (11)完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ □ (12)設備の構造において、点検個所や消耗品の取り換え作業が容易にできるように工夫している □ □ (13)その他（理由：			□ 文書で改善指示を行った	□ 改造請求を行った
	評価値＝ － ／ － ＝ －				

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・d

別紙－１

工事成績採点の考査項目別運用表

（主任監督員/工事監督員）

考査項目	細別	工夫事項
５ 創意工夫 **0**	Ⅰ 創意工夫	【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。（「建設現場の遠隔臨場」の実施） □ (15-1)ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工。（「ICT活用工事」における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」等）の実施） ※本項目は2 点の加点とする。 □ (15-2)ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工。（「ICT活用工事」における「簡易型」、「土工1000m3未満」、「小規模土工」等の実施） ※本項目は1 点の加点とする。ただし(15-1)と重複して加点はしない。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） (24)安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 □ (30)その他：（ 「週休2日制工事」において月単位で週休2日を達成 ） □ (31)その他：（ 「週休2日制工事」において週単位で週休2日を達成 ） □ (32)その他：（ BIM／CIM適用工事の実施 ） (33)その他：（ ）

＜令和7年4月1日以降の契約工事の取扱い＞
評価項目は、以下の項目に限る。

(14) 遠隔臨場を実施した工事	1点
(15-1) 高知県ICT活用工事実施要領に定める ICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」及び「その他の工種のICT活用工事」を実施した工事	2点
※ICT法面工は3次元設計データを必須とした場合のみ	
※関連工種（「作業土工（床掘）」、「付帯構造物設置工」）及び下記の工種のみ実施した場合を除く	
(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」、「ICT法面工（3次元設計データを必須としない場合）」を実施した工事	1点
(30) その他 （「週休2日制工事」において月単位で週休2日を達成した工事）	1点
(31) その他 （「週休2日制工事」において週単位で週休2日を達成した工事）	1点
(32) その他 （ BIM／CIM適用工事を実施した工事 ）	1点
最大	6点

記述評価（該当した評価内容を詳細記述）	評点： 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

別紙－１－２

工事成績採点の考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理	□ (1)隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避させた。 □ (2)地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □ (3)工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 □ (4)工程管理に係る積極的な取り組みがみられた。 □ (5)工期的制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 □ (6)工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 □ (7)その他（理由：			□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

判断基準
工程管理がやや劣っている。・・・・・・・d
劣っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
これ以外の場合は該当項目数で評価する。
該当項目数4以上・・・・・・・・・・・・・・・・a
該当項目数1以上4未満・・・・・・・・・・・b
該当項目数なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・c

該当項目数＝　　-

別紙−1−2

工事成績採点の考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2 施工状況	Ⅲ 安全対策				□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

□ (1)建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた努力が顕著である。

□ (2)安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取組んだ。

□ (3)安全を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取組んだ。

□ (4)安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。

□ (5)安全協議会活動に積極的に取組んでいる。

□ (6)安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□ (7)その他（理由：

判断基準
安全対策がやや不備・・・・d、不備・・・・eとし、これ以外は該当項目数で判断する。
該当項目数5以上・・・・a
該当項目数1以上5未満・・・・・b
該当項目なし・・・・・・・・・・c

該当項目数＝　　−

別紙-1-2

工事成績採点の考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	工種	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
4 工事特性 **0**	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他理由 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が附けば4点の加点とする		（1.について） 切土量：20万㎥以上、盛土土工量：15万㎥以上、護岸・築堤の高さ：10m以上、トンネル（シールド）の直径：8m以上、 ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、排水機場の吐出管径：2,000mm以上、 堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、 トンネル（開削工法）の開削深さ：20m以上、トンネル（NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル（沈埋工法）の内空平均面積：300㎡以上、 海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地すべり防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、 流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/sec以上、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 （2.について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせなどに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の補強耐震工事又は河道の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中のトンネルの拡幅工事 （3.について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。		
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他理由 ※上記の対応項目に1つ以上レ点が就けば6点の加点とする。		（4.について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路のアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （5.について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注 意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （6.について） ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 （7.について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （8.について） ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 （9.について） ・作業範囲が広範囲に分布している工事 （10.について） 監理（主任）技術者が現場特性を十分把握し、各種基準や仕様書をふまえて技術的応用力を発揮して施工を行っていることが、施工計画書や18条等各種協議において認められる場合はチェックをする。		
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間のかかる工事 ☐ 16.その他理由 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が附けば4点の加点とする。 Ⅳ長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヵ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一次中止期間は除く） ☐ 18.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が附けば6点の加点とする。		（11.について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留などが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （12.について） ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水士を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13.について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工事は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のために、工事に伴う地すべり防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域における工事。 （14.について） ・クマタカなどの猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （15.について） ・維持修繕工事(河床掘削、港湾浚渫等) ・工事規模に比べて、関係機関や地元調整等に相応以上の手間や調整が必要になった工事。 （16.について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。		
	評価	評点＝ 0 点		※1. 工事特性は最大20点評価とする。 ※2. 主任監督員／工事監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。		

別紙−1−2

工事成績採点の考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等					

☐ (1)周辺環境への配慮に積極的に取組んだ。

☐ (2)現場事務所や作業場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

☐ (3)定期的に広報紙の配布や現場見学会などを実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

☐ (4)道路清掃などを積極的に実施し、地域へ貢献した。

☐ (5)地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

☐ (6)災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

☐ (7)その他（理由：

判断基準
該当項目7以上 ・・・・・・a
該当項目5以上7未満 ・・・・・a’
該当項目3以上5未満 ・・・・・b
該当項目1以上3未満 ・・・・・・b’
該当項目なし ・・・・・・c
※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、追加評価する。

該当項目数＝ −

別紙－１－２

工事成績採点の考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7 法令遵守等 **0**	

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。（他工事現場での違反は評価しない。）

※竣工検査当日までの処分内容で評価する。（ただし、法令違反の措置が確定後は、高知県建設工事成績評定要綱第10条に基づき、再評価を行う。）

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

措　置　内　容	点　数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	−20　点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15　点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13　点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	−10　点
□ 5. 文書注意	−8　点
□ 6. 口頭注意	−5　点
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	−3　点
8. 総合評価方式の提案未達成 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない場合。	
□ 1項目が達成されていない。（左のいずれかを選択する）	−2　点
□ 2項目が達成されていない。（左のいずれかを選択する）	−4　点
□ 3項目が達成されていない。（左のいずれかを選択する）	−6　点
□ 4項目が達成されていない。（左のいずれかを選択する）	−8　点
□ 5項目以上が達成されていない。（左のいずれかを選択する）	−10　点
1項目につき－2点最大－10点	

□ すべての項目該当なし	0　点

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した EX）一括下請け、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した EX）現場内事故報告義務違反等
10. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
11. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
12. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
13. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
14. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
15. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
17. その他（理由：

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	□ 指示1件	□ 指示2件

評価対象項目

□ □ (1)契約書第18条第1項1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。

□ □ (2)施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。

□ □ (3)工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。

□ □ (4)現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。

□ □ (5)工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。

□ □ (6)立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。

□ □ (7)建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。

□ □ (8)施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備されていることが確認できる。

□ □ (9)下請けに対する引取（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。

□ □ (10)社内検査体制が確立され、社内検査員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。

□ □ (11)工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。

□ □ (12)社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ □ (13)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・d

●d,e判断基準
下記の項目が1件該当・・・・・・・・d
下記の項目が2件該当・・・・・・・・e

① 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
② 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。

評価値＝ － ／ － ＝ －

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	一般土木工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補の指示を行った。
		【ばらつき】　☐ 少ない（規格値の概ね50%以下）		【ばらつき】　☐ 普通（規格値の概ね80%以下）		☐ 規格値内	☐	☐

☐ (1)出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
☐ (2)社内管理基準に基づき管理していることが確認できる。
☐ (3)不可視部分の出来形が写真で確認できる。
☐ (4)写真管理基準の管理項目を満足している。
☐ (5)出来形管理基準が定められていない工種について、監督と協議のうえで管理していることが確認できる。
☐ (6)その他（理由：　　）

該当項目数＝　　－

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事						出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐

☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐　　）

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価対象項目数＝　　－　　該当項目数＝　　－　　評価値=　　－

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事						出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐

☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐　　）

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価対象項目数＝　　－　　該当項目数＝　　－　　評価値=　　－

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	一般土木工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補の指示を行った。
		【ばらつき】　☐ 少ない（規格値の概ね50%以下）		【ばらつき】　☐ 普通（規格値の概ね80%以下）		☐ 規格値内	☐	☐
	☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　　）						
		該当項目数＝　　－						

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事 26機械設備工事 ☐	☐ ☐ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ (3)施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ (4)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (5)不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ (6)塗装管理基準の塗装膜管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ (7)溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ (8)社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (9)設計図書に定められている予備品に不足はないことが確認できる。 ☐ ☐ (10)分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図書等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ (11)その他（理由：　　） 評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値＝　－					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工種							
電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事 ☐	☐ ☐　　） 評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値＝　－					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	一般土木工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補の指示を行った。
		【ばらつき】　☐ 少ない（規格値の概ね50%以下）		【ばらつき】　☐ 普通（規格値の概ね80%以下）		☐ 規格値内	☐	☐
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　　）						
		該当項目数＝　　－						

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事	☐ ☐　　）					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐
	評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値=　－						
電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事 27電気通信工事	☐ ☐ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理基準を工夫していることが確認 ☐ ☐ (2)機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表等に記録され、適切に管理されている。 ☐ ☐ (3)写真基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ (4)不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ (5)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (6)設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ (7)設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (8)配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (9)行き先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ (10)配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ (11)社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (12)その他（理由：　　）					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐
	評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値=　－						

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	一般土木工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補の指示を行った。
		【ばらつき】　☐ 少ない（規格値の概ね50%以下）		【ばらつき】　☐ 普通（規格値の概ね80%以下）		☐ 規格値内	☐	☐
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　　）						
		該当項目数＝　　－						

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事	☐ ☐　　）					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐
	評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値=　－						
電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事 28電気設備工事（建築）・暖冷房衛生設備・照明設備工事	☐ ☐ (1)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理基準を工夫していることが確認 ☐ ☐ (2)機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表等に記録され、適切に管理されている。 ☐ ☐ (3)写真基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ (4)不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ (5)設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (6)設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ (7)設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (8)配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (9)行き先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ (10)配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ (11)社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (12)その他（理由：　　）					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善した。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 ☐
	評価対象項目数＝　－　該当項目数＝　－　評価値=　－						

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価値が90%以上・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	01基礎工工事 （地盤改良等を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【杭関係共通】

☐ ☐ (1)杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。

☐ ☐ (2)杭の施工、打ち止め管理方法（支持層の確認及び支持層への根入れ長を含む）等が整理され、かつ記録が確認できる。

☐ ☐ (3)水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (4)杭頭処理において、杭本体を損傷してないことが確認できる。

☐ ☐ (5)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法ともに適正であることが確認できる。

☐ ☐ (6)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適切に行っていることが確認でき、施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (7)材料の規格が品質証明書等（ミルシート等）で確認できる。

☐ ☐ (8)鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。

☐ ☐ (9)コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。

☐ ☐ (10)鉄筋加工・組立が適正であることが確認できる。

【既製杭関係】

☐ ☐ (1)杭の仮置き方法が適正であることが確認できる。

☐ ☐ (2)溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (3)その他（理由：

【場所打ち杭関係】

☐ ☐ (1)支持地盤に達していることが掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。

☐ ☐ (2)トレミー管をコンクリート内2m以上挿入して施工していることが確認できる。

☐ ☐ (3)掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (4)スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。

☐ ☐ (5)配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (6)その他（理由 **【深礎杭関係】** □ □ (1)ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ □ (2)裏込め注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ □ (3)強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ (4)その他（理由： **【地盤改良関係】** □ □ (1)改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ (2)セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ (3)事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ □ (4)施工箇所が均一にされているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ □ (5)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	02土工事(盛土、築堤等工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。

☐ ☐ (2)段切等が施工前に適切に行われていることが確認できる。

☐ ☐ (3)置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。

☐ ☐ (4)締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。

☐ ☐ (5)一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。

☐ ☐ (6)筋芝又は種子吹付け等を適切に行っている。

☐ ☐ (7)構造物付近の締固め等の処理を適正に行っている。

☐ ☐ (8)土羽工の土質が適正である。

☐ ☐ (9)CBR試験等を行っている。

☐ ☐ (10)法面に有害なクラックや損傷が無い。

☐ ☐ (11)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	03土工事(切土工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 ☐ ☐ (2)根株等の処理が適切に行われている。 ☐ ☐ (3)掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ ☐ (4)切土面の整形を適切に施工している。 ☐ ☐ (5)土質条件に応じて適切な法勾配を確保している。 ☐ ☐ (6)法面に有害なクラックや損傷が無い。 ☐ ☐ (7)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	04ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制物）が確認できる。

☐ ☐ (2)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (3)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適正であることが確認できる。（暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (4)施工条件及び気象条件に適した養生を行っていることが確認できる。（暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (5)施工継ぎ目は、打ち継ぎ目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取り除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (6)型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度が適正に管理されていることが確認できる。

☐ ☐ (7)鉄筋の規格がミルシートで確認でき、かつ、コンクリート打設までの鉄筋の保守管理が適正であることが確認できる。

☐ ☐ (8)鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。

☐ ☐ (9)鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。

☐ ☐ (10)鉄筋の継ぎ手は、緊結材・方法、機械式継手等、応力位置について適切に行われていることが確認できる。

☐ ☐ (11)圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (12)スペーサーの材質が適正で、品質が確認でき、かつ、スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。

☐ ☐ (13)鉄筋を露出した状態で完了する場合、防錆の処置が適切に行われていることが確認できる。

☐ ☐ (14)有害なクラックが無い。

☐ ☐ (15)その他（理由：

(14)「有害なクラックが無い」の評価について

①有害なクラックが無い場合
　左側のチェックボックスをチェックする。
　右側のチェックボックスをチェックする。

②有害なクラックを補修済み
　左側のチェックボックスをチェックする。
　右側のチェックボックスをチェックしない。

③有害なクラックを存置（無処理）
　状況に応じて、dまたはeとする。
　（チェックボックスによる評価ではなく、dかeで評価）

☐ d 判定　　☐ e 判定

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	05護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

☐ ☐ (2)裏込め材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分行っていることが確認できる。

☐ ☐ (3)緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いように行っていることが確認できる。

☐ ☐ (4)石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (5)護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。

☐ ☐ (6)遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (7)植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (8)根固め工、水制工、枕床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (9)指定材料の品質が、証明書類で確認できる。

☐ ☐ (10)基礎工において掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。

☐ ☐ (11)コンクリートブロック等を損傷無く施工していることが確認できる。

☐ ☐ (12)施工にあたって、床掘り箇所の湧水等は、排除して施工していることが確認できる。

☐ ☐ (13)埋め戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (14)有害なクラックが無い。

☐ ☐ (15)その他（理由：

【矢板工】

☐ ☐ (16)矢板にそり、ゆがみ、傷がない。

☐ ☐ (17)鋼矢板の継ぎ手が確実になされている。これにより難い場合は監督職員と協議を行い書面で交わしている。

☐ ☐ (18)周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。

☐ ☐ (19)施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (20)排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 □ □ (21)鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じさせないように保管している。 □ □ (22)ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ落ち着かせていることが確認できる。（ウォータージェット併用の場合） □ □ (23)腹起こしは、矢板と十分に密着していることが確認できる。隙間が生じた場合はパッキン材等により土圧を均等に受けるように施工していることが確認できる。 □ □ (24)矢板引抜後（打設後）に空洞が生じた場合は、空洞を砂利等で充填していることが確認できる。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	06砂防構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない **【共通】** ☐ ☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応等」が確認できる。 ☐ ☐ (2)コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ (3)圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ (4)運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ (5)コンクリート圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取外しを行っている。 ☐ ☐ (6)地山との取り合せを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (7)鉄筋及び鋼材の品質が、証明書で確認できる。 ☐ ☐ (8)有害なクラックが無い。 **【砂防構造物工事に適用】** ☐ ☐ (1)コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないように管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)鉄筋の組み立て・加工が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ (3)施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ (4)アンカーが設計図書のとおり施工してあることが、確認できる。 ☐ ☐ (5)ボルトの締付け確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ☐ (6)ボルトの締付け機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ ☐ (7)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	07地すべり防止工事（抑止杭・集水井戸工事含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応等」が確認できる。

☐ ☐ (2)コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

☐ ☐ (3)圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ (4)運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (5)コンクリート圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取外しを行っている。

☐ ☐ (6)地山との取り合せを適切に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (7)鉄筋及び鋼材の品質が、証明書で確認できる。

☐ ☐ (8)有害なクラックが無い。

☐ ☐ (9)その他（理由：

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む】

☐ ☐ (10)アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (11)ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

☐ ☐ (12)ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

☐ ☐ (13)集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

☐ ☐ (14)その他（理由：

【アンカー工】

☐ ☐ (15)各種試験が事前に提出された試験計画書のとおり実施していることが確認できる。

☐ ☐ (16)アンカー材料を現場で保管する場合は、湿気や水などに配慮して保管していることが確認できる。

☐ ☐ (17)削孔が計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向のとおり実施していることが確認できる。

☐ ☐ (18)削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。

☐ ☐ (19)グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないことが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (20)グラウト注入までに、テンドンにさび、油、泥等が付着しないように管理していることが確認できる。 □ □ (21)グラウト注入後、グラウトが硬化するまでテンドンを固定していることが確認できる。 □ □ (22)支圧板が適切に設置されていることが確認できる。 □ □ (23)防錆処理が適正に行われていることが確認できる。 □ □ (24)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	08法面工事1 （基材吹付・シート張等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない **【共通】** ☐ ☐ (1)土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)法面のゴミ、泥土、浮石等が除去され、施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ (3)材料承認承諾書に基づき、品質証明書等により適切な材料の品質が確認できる。 ☐ ☐ (4)湧水処理が適切になされ、雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (5)使用材料が空袋等で確認できる。 ☐ ☐ (6)その他（理由 **【種子吹付け工、客土吹付け工、厚層基材吹付け工関係】** ☐ ☐ (7)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ ☐ (8)吹付け厚さが均等である ☐ ☐ (9)吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 ☐ ☐ (10)ネット等が適切に法面に定着している。 ☐ ☐ (11)吹付け材が発芽しているのが確認できる。 ☐ ☐ (12)その他（理由： **【植生シート、マット工関係】** ☐ ☐ (13)水分補給、日照等地域条件を種子材料等の選定に反映している。 ☐ ☐ (14)植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 ☐ ☐ (15)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ ☐ (16)ネット等が適切に法面に定着している。 ☐ ☐ (17)地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。 ☐ ☐ (18)その他（理由					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	09法面工事2 （ﾓﾙﾀﾙ吹付・法枠・ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｱﾝｶｰ等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【共通】

☐ ☐ (1)法面のゴミ、泥土、浮石等が除去され、施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ ☐ (2)材料承認承諾書に基づき、品質証明書等により適切な材料の品質が確認できる。

☐ ☐ (3)湧水処理が適切になされている。

☐ ☐ (4)使用材料が空袋等で確認できる。

【コンクリート又はモルタル吹付け工関係】

☐ ☐ (5)金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。

☐ ☐ (6)供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ (7)跳ね返り材料が適切に処理されている。

☐ ☐ (8)水抜きパイプが適切に配置されている。

☐ ☐ (9)アンカー鉄筋の適正（位置、間隔等）配置が確認できる。

【特殊接着モルタル吹付け工関係】

☐ ☐ (10)金網は法面肌になじみ、ハンモック状にならないように被覆されている。

☐ ☐ (11)金網は隙間ができないように1網以上重ね合わせ、結束用鉄線を用い30cm間隔以内で結束されている。

☐ ☐ (12)アンカーピンの打設は、表面肌の状態によって有効に使い分けしている。

☐ ☐ (13)特殊接着モルタルは、金網と岩石の接点及びアンカーピンの頭部に点付接着されている。

☐ ☐ (14)点付接着以外、クラックへの注入接着及び金網前面へのまぶし吹きがされている。

☐ ☐ (15)地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。

【現場吹付け法枠工関係】

☐ ☐ (16)アンカーの施工長さが確認できる。

☐ ☐ (17)現場養生が適切に行われている。

☐ ☐ (18)供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (19)鉄筋加工組立等が適正に施工されていることが確認できる。 □ □ (20)層間にはく離が無いことが確認できる。 □ □ (21)跳ね返り材料が適切に処理されている。 **【グランドアンカー工関係】** □ □ (22)各種試験が、事前に提出された試験計画どおりに実施していることが確認できる。 □ □ (23)アンカー材料を現場で保管する場合は、湿気や水などに配慮して保管していることが確認できる。 □ □ (24)削孔が設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向のとおり、実施されていることが確認できる。 □ □ (25)削孔後スライムが除去されていることが確認できる。 □ □ (26)グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないことが確認できる。 □ □ (27)グラウト注入までにテンドンにさび、油、泥等が付着しないように管理していることが確認できる。 □ □ (28)グラウト注入後、グラウトが硬化するまでテンドンを固定していることが確認できる。 □ □ (29)支圧板が適切に設置されていることが確認できる。 □ □ (30)防錆処理が適正に行われていることが確認できる。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	10鋼橋工事 （RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。

☐ ☐ (2)溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (3)溶接作業にあたり、溶接材料の仕様区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (4)溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。

☐ ☐ (5)孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。

☐ ☐ (6)欠陥部の発生がみられないことが確認できる。

☐ ☐ (7)塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。

☐ ☐ (8)素地調整を行う場合、第1種ケレン後、4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。

☐ ☐ (9)塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。

☐ ☐ (10)塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。

☐ ☐ (11)その他（理由：

【架設関係】

☐ ☐ (12)ボルトの締付け確認が実施され、記録をしていることが確認できる。

☐ ☐ (13)ボルトの締付け後及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

☐ ☐ (14)高力ボルトの締付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。

☐ ☐ (15)高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。

☐ ☐ (16)支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配が付いていることが確認出来る。

☐ ☐ (17)架設にあたって、部材の応力と変形等を十分に検討していることが確認できる。

☐ ☐ (18)架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。

☐ ☐ (19)現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (20)現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ (21)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	11コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)配合報告書、品質証明書等に基づき、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。

☐ ☐ (2)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (3)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適切に行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (4)施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリートを含む。）

☐ ☐ (5)型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。

☐ ☐ (6)鉄筋の規格がミルシートで、引っ張り強度又は曲げ強度が試験値で確認できる。

☐ ☐ (7)鉄筋の引っ張り強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (8)コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないように管理していることが確認できる。

☐ ☐ (9)圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (10)鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (11)コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (12)スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (13)プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認でき、使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。

☐ ☐ (14)PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (15)プレストレッシング時のコンクリート強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (16)コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いることが確認できる。

☐ ☐ (17)有害なクラックが無い。

☐ ☐ (18)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	12舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【路床・路盤工事】

☐ ☐ (1)設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。

☐ ☐ (2)路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。

☐ ☐ (3)路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (4)路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることが確認できる。

☐ ☐ (5)路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐ ☐ (6)路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。

☐ ☐ (7)路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。

☐ ☐ (8)その他（理由：

【アスファルト舗装工関係】

☐ ☐ (9)アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。

☐ ☐ (10)舗装工の施工にあたって、上層路盤の浮石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐ ☐ (11)プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。

☐ ☐ (12)舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (13)各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。（単層の場合は、継ぎ目や構造物との接合面処理が適切に行われていることが確認できる。）

☐ ☐ (14)縦継ぎ目及び横継ぎ目の位置、構造物との接合面の処置等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (15)アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。

☐ ☐ (16)密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (17)その他（理由：

【コンクリート舗装】

☐ ☐ (18)コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確
。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (19)舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ (20)コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ (21)圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認でき、運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ (22)材料が分離しないようにコンクリートを敷き均していることが確認できる。 □ □ (23)チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 □ □ (24)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	13トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)上半掘削は設計の1間毎、下半掘削は設計の2間毎（1サイクル）の施工が確認できる。

☐ ☐ (2)上半掘削時に鋼製支保工の足元を深掘りしていないことが確認できる。

☐ ☐ (3)下半掘削時に鋼製支保工の足元を深掘りしていないことが確認できる。

☐ ☐ (4)掘削について火薬と雷管の使用量が設計地山と対比して適切であることが確認できる。

☐ ☐ (5)上半掘削は、余掘りの低減（スムースプラスティング等）を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (6)吹付けコンクリート面の凹凸の平滑性及びロックボルト頭部の突出の処理を適切に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (7)シート防水材の取付、打鋲、端末処理等が適切で、かつシートが正常に展張されていることが確認できる。

☐ ☐ (8)ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃や湧水処理等の確実な施工が確認できる。

☐ ☐ (9)日々の計測管理を行っており、それに基づいた施工（補助工法を含む）を行っている。

☐ ☐ (10)覆工コンクリートは、変状の収束期間を待って施工していることが確認できる。

☐ ☐ (11)設計図書に基づくコンクリート及び吹付けコンクリートの配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材立径・塩基総量等）が確認できる。

☐ ☐ (12)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (13)コンクリート打設時の施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設、締固め方法、投入高さ、養生を行っている。

☐ ☐ (14)鉄筋の規格をミルシートで確認でき、かつ鉄筋及び保管管理が適正であることを確認できる。

☐ ☐ (15)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	14植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)活着が促されるように管理されていることが確認できる。

□ □ (2)樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。

□ □ (3)樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。

□ □ (4)施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。

□ □ (5)肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。

□ □ (6)植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り底部を耕していることが確認できる。

□ □ (7)添木をぐらつきないように設置していることが確認できる。

□ □ (8)樹名板を視認しやすい場所に据え付けていることが確認できる。

□ □ (9)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	15防護柵（網）等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。

□ □ (2)防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。

□ □ (3)防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。

□ □ (4)防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。

□ □ (5)基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。

□ □ (6)防護柵の支柱の根入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ (7)ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。

□ □ (8)ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。

□ □ (9)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	16標識等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)品質証明書等が整備され、材料等品質が的確に確認できる。 ☐ ☐ (3)材料や構造物の保守管理が適切に行われ、変形、破損、有害な傷が無い。 ☐ ☐ (4)接合部の処理方法や連結かみ合わせ、緊張が適正で、適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ (5)基礎部の埋め戻しまたは定着が適切に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ (6)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	17区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。

☐ ☐ (2)ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。

☐ ☐ (3)区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (4)区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂塵及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。

☐ ☐ (5)区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。

☐ ☐ (6)プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。

☐ ☐ (7)区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (8)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	18維持修繕工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

【維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）】

□ (1)使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

□ (2)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ (3)監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ (4)緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。

□ (5)理由：

□ (6)理由：

□ (7)理由：

□ (8)理由：

【修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）】

□ (1)使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

□ (2)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ (3)監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ (4)施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

□ (5)理由：

□ (6)理由：

□ (7)理由：

□ (8)理由：

判断基準
該当項目が6項目以上・・・・・・a
該当項目が5項目以上・・・・・・a’
該当項目が4項目以上・・・・・・b
該当項目が3項目以上・・・・・・b’
該当項目が2項目以下・・・・・・c
注　記載の4項目を必須の評価項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	19塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。

☐ ☐ (2)ケレンを入念に実施していることが確認できる。

☐ ☐ (3)天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (4)塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。

☐ ☐ (5)鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (6)塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。

☐ ☐ (7)塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。

☐ ☐ (8)溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。

☐ ☐ (9)塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。

☐ ☐ (10)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	20港湾築造工事（海岸築造工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【共通】

☐ ☐ (1)濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。

☐ ☐ (2)既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。

☐ ☐ (3)工事期間中、1 日1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。

☐ ☐ (4)台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。

【浚渫・床堀関係】

☐ ☐ (5)土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。

☐ ☐ (6)浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。

【地盤改良関係】

☐ ☐ (7)改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。

☐ ☐ (8)浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。

☐ ☐ (9)サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。

☐ ☐ (10)深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。

【マット、捨石及び均し関係】

☐ ☐ (11)前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。

☐ ☐ (12)盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。

☐ ☐ (13)捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。

☐ ☐ (14)捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。

☐ ☐ (15)マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。

☐ ☐ (16)捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。

☐ ☐ (17)裏込めがﾀｲﾛｯﾄﾞ、ﾀｲﾜｲﾔｰその他埋設構造物又は既設構造物の破損なく施工され、記録により確認できる。

【本体：杭及び矢板、控工関係】

☐ ☐ (18)鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (19)杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。 □ □ (20)杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □ □ (21)腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 □ □ (22)タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 □ □ (23)タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 □ □ (24)溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 **【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】** □ □ (25)ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 □ □ (26)ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 □ □ (27)ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 □ □ (28)コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 □ □ (29)ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損防止措置が講じられていることが確認でき、損傷なく施工されている。 **【コンクリート関係】** □ □ (30)配合報告書、品質証明書等に基づき、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □ □ (31)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 □ □ (32)施工条件及び気象条件に適したｺﾝｸﾘｰﾄの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種等、適切に行っている ことが確認できる。 □ □ (33)施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。） □ □ (34)型枠、支保工の取り外し時、転置・仮置時に必要なコンクリート強度を適正に管理している。 □ □ (35)施工継目は、打継目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。 □ □ (36)鉄筋の規格がミルシートで確認でき、かつ、コンクリート打設までの鉄筋の保守管理が適正であることが確認できる。 □ □ (37)鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (38)スペーサーの材質が適正で、品質が確認でき、かつ、スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 □ □ (39)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	21港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない **【共通】** ☐ ☐ (1)濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。 **【浚渫・床掘り関係】** ☐ ☐ (3)土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ ☐ (4)浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 **【地盤改良関係】** ☐ ☐ (5)改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ ☐ (6)浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ ☐ (7)サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ☐ (8)深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ ☐ (9)前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ ☐ (10)盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 **【マット、捨石及び均し関係】** ☐ ☐ (11)捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ ☐ (12)マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ ☐ (13)捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ ☐ (14)裏込めがﾀｲﾛｯﾄﾞ、ﾀｲﾜｲﾔｰその他埋設構造物又は既設構造物の破損なく施工され、記録により確認できる。 ☐ ☐ (15)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	22ほ場整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【共通】

☐ ☐ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。

☐ ☐ (2)材料の品質証明書が整備されている。

☐ ☐ (3)地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。

☐ ☐ (4)濁り等の防止に十分留意して施工している。

☐ ☐ (5)地区外からの雨水等を遮断し、地区内への流入を防止している。

☐ ☐ (6)二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。

【整地工】

☐ ☐ (7)基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。

☐ ☐ (8)表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。

☐ ☐ (9)畦畔及び盛土部が充分に締固められている。

☐ ☐ (10)法面に有害なクラック損傷部がない。

☐ ☐ (11)石礫や雑物が適切に処理されている。

【道路工】

☐ ☐ (12)盛土の締固めが適切に施工されている。

☐ ☐ (13)法面に有害なクラック損傷部がない。

☐ ☐ (14)敷砂利等が均等で平坦性が良好である。

【水路工】

☐ ☐ (15)仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。

☐ ☐ (16)法面に有害なクラックや損傷がない

☐ ☐ (17)コンクリート2次製品等の接合が適正である。

☐ ☐ (18)付帯構造物の施工が良好である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		【暗渠排水工】 □ □ (19)吸水管等の設置が良好であり、かつ適正な水路勾配を有している。 □ □ (20)被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 □ □ (21)表土埋め戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	23林道工事(砂利道)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【共通】

☐ ☐ (1)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。

☐ ☐ (2)根株等の処理が適切に行われている。

☐ ☐ (3)掘削面以下を乱さないように施工している。

☐ ☐ (4)切土面の整形を適切に施工している。

☐ ☐ (5)土質条件に応じて適切な法勾配を確保している。

☐ ☐ (6)法面に有害なクラックや損傷部がない。

☐ ☐ (7)一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。

☐ ☐ (8)締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。

☐ ☐ (9)構造物付近の締固め等の処理を適正に行っている。

☐ ☐ (10)CBR試験等を行っている。

☐ ☐ (11)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (12)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適正であることが確認できる。（暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (13)施工条件及び気象条件に適した養生を行っていることが確認できる。（暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (14)施工継ぎ目は、打ち継ぎ目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取り除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (15)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。

☐ ☐ (16)施工基面が平滑に仕上げられている。

【種子吹付け工、客土吹付け工、厚層基材吹付け工関係】

☐ ☐ (17)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。

☐ ☐ (18)吹付け厚さが均等である

☐ ☐ (19)吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (20)ネット等が適切に法面に定着している。 □ □ (21)吹付け材が発芽しているのが確認できる。 **【補強土壁工】** □ □ (22)品質証明書等が整備され、材料等の品質が的確に確認できる。 □ □ (23)盛土に先行して基礎地盤の支持力や湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。 □ □ (24)掘削法面が雨水により崩壊しないように、排水対策を実施している。 □ □ (25)落石防止網等が土壁施工前に適切に設置されている。 □ □ (26)補強材施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ (27)盛土材料の土質が適正であることが材料試験等で確認できる。 □ □ (28)盛土の締固めが適切な条件で施工され、管理が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ (29)補強材の設置長さが写真で確認できる。 □ □ (30)壁面材付近の丁寧な施工がうかがえる。 □ □ (31)材料の吊り込み、裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ (32)材料の連結または、かみ合わせが適切である。 □ □ (33)端部における地山等とのすりつけが適切である。 **【特殊接着モルタル吹付け工関係】** □ □ (34)金網は法面肌になじみ、ハンモック状にならないように被覆されている。 □ □ (35)金網は隙間ができないように1網以上重ね合わせ、結束用鉄線を用い30cm間隔以内で結束されている。 □ □ (36)アンカーピンの打設は、表面肌の状態によって有効に使い分けしている。 □ □ (37)特殊接着モルタルは、金網と岩石の接点及びアンカーピンの頭部に点付接着されている。 □ □ (38)点付接着以外、クラックへの注入接着及び金網前面へのまぶし吹きがされている。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (39)地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。 **【舗装工関係】** □ □ (40)路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 □ □ (41)路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認出来る。 □ □ (42)路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることが確認できる。 □ □ (43)路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ (44)アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □ □ (45)舗装工の施工にあたって、上層路盤の浮石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ (46)プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ □ (47)アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □ □ (48)密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 **【その他】** □ □ (49)その他（理由： □ □ (50)その他（理由： □ □ (51)その他（理由：

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	24水路等コンクリート二次製品設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。

☐ ☐ (2)材料の品質証明書等が整備されている。

☐ ☐ (3)材料に破損や補修痕がない。

☐ ☐ (4)基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。

☐ ☐ (5)二次製品の保管、吊り込み、裾付け等に十分注意を払っていることが確認できる。

☐ ☐ (6)土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。

☐ ☐ (7)胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。

☐ ☐ (8)基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。

☐ ☐ (9)材料の連結または、かみ合わせが適切である。

☐ ☐ (10)端部における地山とのすりつけが適切である。

☐ ☐ (11)丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。

☐ ☐ (12)水抜き孔が適切に設けられ、裏込め材の流失防止措置がされている。

☐ ☐ (13)擁壁背面等の盛土、埋戻の締固めが適正に行われていることが確認できる。

☐ ☐ (14)位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。

☐ ☐ (15)不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。

☐ ☐ (16)呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。

☐ ☐ (17)施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。

☐ ☐ (18)不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。

☐ ☐ (19)継目部の目地モルタルが適切に施工されている。

☐ ☐ (20)製品周辺の盛土、埋戻の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (21)製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	25管水路工事 （パイプライン）	□ □ (1)掘削断面に崩壊、過堀が無く、施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ (2)管及び付属品（制水弁、空気弁等）の接合が適正である。 □ □ (3)材料の品質証明書等が整備されている。 □ □ (4)中心線の通りが良い。 □ □ (5)仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 □ □ (6)舗装復旧が適切に施工され、周辺との段差がない。 □ □ (7)管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □ □ (8)管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ (9)コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ □ (10)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	26機械設備工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。

□ □ (2)設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。

□ □ (3)設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。

□ □ (4)機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。

□ □ (5)溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。

□ □ (6)塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。

□ □ (7)操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。

□ □ (8)操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。

□ □ (9)小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。

□ □ (10)設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。

□ □ (11)完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。

□ □ (12)機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。

□ □ (13)設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。

□ □ (14)二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。

□ □ (15)バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。

□ □ (16)計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。

□ □ (17)回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。

□ □ (18)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ □ (19)現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ □ (20)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	27電気通信工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。

□ □ (2)材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。

□ □ (3)材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ (4)設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。

□ □ (6)設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。

□ □ (7)完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。

□ □ (8)完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。

□ □ (9)設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。

□ □ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。

□ □ (11)完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。

□ □ (12)設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

□ □ (13)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	28電気設備工事（建築）・暖冷房衛生設備・照明設備工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。

☐ ☐ (2)材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (3)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。

☐ ☐ (4)操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。

☐ ☐ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。

☐ ☐ (6)設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (7)操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。

☐ ☐ (8)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (9)現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。

☐ ☐ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。

☐ ☐ (11)完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。

☐ ☐ (12)設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

☐ ☐ (13)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	29建築工事（新築）	**【躯体工事】** □ □ (1)品質管理が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ □ (2)施工計画書に定められた品質計画により管理されている □ □ (3)材料の品質証明が適切である。 □ □ (4)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ □ (5)品質・形状が適切で良好な施工である。 □ □ (6)不可視部分の写真記録が適切である。 **【仕上げ工事】** □ □ (7)品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ □ (8)施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ □ (9)材料の品質証明が適切である。 □ □ (10)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ □ (11)品質・形状が適切で良好な施工である。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	30建築工事（改修）	□ □ (1)品質管理が明確である。 □ □ (2)施工計画書に定められた品質計画により管理されている □ □ (3)材料の品質証明が適切である。 □ □ (4)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ □ (5)品質・形状が適切で良好な施工である。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	31ポット苗植栽工	□ □ (1)客土について土壌試験（pH）を実施し施工に反映している。 □ □ (2)客土、肥料、土壌改良材が設計以上あることが確認できる。 □ □ (3)ポット苗等に損傷、発育不良等がなく保護養生が適切に行われている。 □ □ (4)ポット苗等が根付いており活着管理が適切に行われている。 □ □ (5)杭と柵が確実に固定されている □ □ (6)表土流出に適切な対応が図られている □ □ (7)同一樹種がかたよらず、計画的に混植されている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	32鋼橋工事（工場製作のみ）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ☐ ☐ (2)溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ ☐ (3)塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ☐ ☐ (4)素地調整を行う場合、第1種ケレン後、4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (5)塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ (6)切断面の品質管理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ (7)外注した製品が所定の性能を有していることを確認できる。 ☐ ☐ (8)溶接の施工試験や余熱を求められているものについて、適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ (9)孔あけ精度管理及び品質管理のための試験項目を抜かりなく行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (10)溶接の品質管理が適切に実施されていることが確認できる。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	33鋼橋工事（架設のみ）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)ボルトの締付確認が実施され適切に記録が保管されている。

☐ ☐ (2)ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。

☐ ☐ (3)支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のチッピング及びﾓﾙﾀﾙ付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。

☐ ☐ (4)塗装する面が清掃され乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）

☐ ☐ (5)現場溶接の作業環境の確保、作業員の技量及び溶接箇所の清掃と乾燥等の管理を確認できる。

☐ ☐ (6)継手接合部の汚れ、浮き錆び等を十分除去していることが確認できる。

☐ ☐ (7)主構キャンﾊﾞｰの段階ごとの適正管理を行って現場継手部のすき間が適正に保たれていることを確認できる。

☐ ☐ (8)仮組み立てについて自主管理を実施していることを確認できる。

☐ ☐ (9)架設工法（設計計算を含む）について安全性の照査を経験を有する者が行っていることを確認できる。

☐ ☐ (10)伸縮装置の据付は、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行っていることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	34補強土壁工事（ﾃｰﾙｱﾙﾒ、ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙ、多数アンカー等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)品質証明書等が整備され、材料等の品質が的確に確認できる。 ☐ ☐ (2)盛土に先行して基礎地盤の支持力や湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。 ☐ ☐ (3)掘削法面が雨水により崩壊しないように、排水対策を実施している。 ☐ ☐ (4)落石防止網等が土壁施工前に適切に設置されている。 ☐ ☐ (5)補強材施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ (6)盛土材料の土質が適正であることが材料試験等で確認できる。 ☐ ☐ (7)盛土の締固めが適切な条件で施工され、管理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ (8)補強材の設置長さが写真で確認できる。 ☐ ☐ (9)壁面材付近の丁寧な施工がうかがえる。 ☐ ☐ (10)材料の吊り込み、裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ (11)材料の連結または、かみ合わせが適切である。 ☐ ☐ (12)端部における地山等とのすりつけが適切である。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	35柵工、筋工、伏工工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない □ □ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ (2)材料の品質証明書等が整備されている。 □ □ (3)各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 □ □ (4)雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 □ □ (5)端部における地山等とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 □ □ (6)植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 □ □ (7)植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 □ □ (8)背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 □ □ (9)各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。 □ □ (10)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	36木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない □ □ (1)木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されている。 □ □ (2)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □ □ (3)組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。 □ □ (4)木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。 □ □ (5)部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。 □ □ (6)木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けが良好に施工されている。 □ □ (7)その他（理由： □ □ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	37渓間工事（山腹工事にも適用）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

【土工】

☐ ☐ (1)斜面に適した法面整形、段切りが行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。

☐ ☐ (2)構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。

☐ ☐ (3)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。

☐ ☐ (4)段切り等が施工前に適切に行われている。

☐ ☐ (5)締固めを適切な条件で施工している。

☐ ☐ (6)法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。

【コンクリート工】

☐ ☐ (7)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (8)施工・気象条件に適したｺﾝｸﾘｰﾄの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生等を適切に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (9)施工継目は、打継目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (10)型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。

☐ ☐ (11)地山等との取り合わせが適切に行われている。

☐ ☐ (12)施工基面が平滑に仕上げられている。

【二次製品水路工】

☐ ☐ (13)材料の品質証明書等が整備されている。

☐ ☐ (14)基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認でき、施工基面も平滑に仕上げられている。

☐ ☐ (15)不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。

☐ ☐ (16)製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。

☐ ☐ (17)仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。

☐ ☐ (18)二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	
		□ □ (19)不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 □ □ (20)製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 □ □ (21)木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されている。 □ □ (22)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □ □ (23)組み立て等のボルト等の締め付けが適切であることが確認できる。 **【木柵土留工】** □ □ (24)木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。 □ □ (25)部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。 □ □ (26)木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されている。 **【鋼製枠工】** □ □ (27)施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ (28)材料の品質証明書等が整備されている。 □ □ (29)枠材に変形や傷がなく、丁寧な据付けがうかがえる。 □ □ (30)地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 □ □ (31)ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 □ □ (32)ボルトの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。 □ □ (33)枠材の組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し施工を行っている。 □ □ (34)中詰材に有害な空隙がなく、かみ合わせよく詰め石されていることが確認できる。

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	38フィルダム・ため池工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。

☐ ☐ (2)材料の品質証明書等が整備されている。

☐ ☐ (3)法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。

☐ ☐ (4)雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。

☐ ☐ (5)基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。

☐ ☐ (6)段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。

☐ ☐ (7)盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。

☐ ☐ (8)刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。

☐ ☐ (9)鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおりに施工していることが確認できる。

☐ ☐ (10)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。

☐ ☐ (11)堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことを確認してから施工していることが確認できる。

☐ ☐ (12)旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる
。

☐ ☐ (13)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	39落石防止網（ロックネット類）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)材料の品質証明書等が整備されている。 ☐ ☐ (2)支柱材に変形や傷がなく、丁寧な据付けがうかがえる。 ☐ ☐ (3)適確にアンカー位置の選定が行われ、緩みや隙間がなく充分な地山への定着がうかがえる。 ☐ ☐ (4)アンカーの根入れ長及び充分なグラウト充填が確認できる。 ☐ ☐ (5)地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ☐ ☐ (6)ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ☐ (7)ボルトの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。 ☐ ☐ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	40軽量盛土工事（二次製品、現場打ち）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)品質証明書等が整備され、材料の規格が適正であることが材料試験等で的確に確認できる。

☐ ☐ (2)盛土に先行して湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。

☐ ☐ (3)施工中、雨水への排水対策が実施されている。

☐ ☐ (4)盛土材料の保管管理が適切に行われている。

☐ ☐ (5)盛土材の目地の開き、段差、盛土の隙間の埋戻、排水処理が適切に処理されている。

☐ ☐ (6)盛土が適切な条件で施工され、管理が適切に実施されていることが確認できる。

☐ ☐ (7)盛土材の控え長さが写真で確認できる。

☐ ☐ (8)壁面材の丁寧な施工がうかがえる。

☐ ☐ (9)材料の裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。

☐ ☐ (10)材料の連結または、かみ合わせが適切である。

☐ ☐ (11)端部における地山等とのすりつけが適切である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	41橋梁等補強補修工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)適正に調査・試験が行われ、整理・記録し、適切な材料選定や施工に反映されている。

☐ ☐ (2)材料・製品の品質、形状、性能が品質証明書等で必要十分な品質が確認できる。

☐ ☐ (3)品質管理が的確に実施され、管理記録が適正に整備されている。

☐ ☐ (4)施工基面の処理（有害物、チッピング、平滑、清掃等）が適切に実施されていることが確認できる。

☐ ☐ (5)端部すりつけ等細部まで、緩みや隙間等がなく入念適切に施工されていることが確認できる。

☐ ☐ (6)既設構造物へ損傷を与えないように検討して施工され補修箇所もない。

☐ ☐ (7)鋼材定着部分及びブランケットの防食が適正に行われていることが確認できる。

☐ ☐ (8)材料や構造物の継目部や接合部の処理方法や連結かみあわせが適正で、適切な施工が確認できる。

☐ ☐ (9)鉄筋の継手は、緊結材・方法、機械式継手等、応力位置について適切に行っていることが確認できる。

☐ ☐ (10)アンカー孔及びボルト位置の精度管理及び品質管理のための試験項目が抜かりなく行われ適正であることが確認できる。

☐ ☐ (11)適正なグラウト充填とボルトの締付確認の記録が確認できる。

☐ ☐ (12)ボルトの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを適切に実施している。

☐ ☐ (13)塗装や溶接の作業環境の確保、作業員の技量及び施工箇所の清掃と乾燥等の管理が確認できる。

☐ ☐ (14)溶接の品質管理が適切に実施されている。

☐ ☐ (15)塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	42取壊し工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない □ □ (1)分別、再資源化を適切に実施している。 □ □ (2)施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ (3)廃棄物の処理が適切である。 □ □ (4)請負者の管理記録が整備されている。 □ □ (5)不可視部分の写真記録が適正である。 □ □ (6)その他（理由： □ □ (7)その他（理由： □ □ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	43仮設工工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 ☐ ☐ (2)仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 ☐ ☐ (3)周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。 ☐ ☐ (4)施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ (5)排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ ☐ (6)その他（理由： ☐ ☐ (7)その他（理由： ☐ ☐ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	44電線共同溝工事（管路布設段階））	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。

☐ ☐ (2)管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。

☐ ☐ (3)プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。

☐ ☐ (4)特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。

☐ ☐ (5)特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。

☐ ☐ (6)埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (7)舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。

☐ ☐ (8)管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (9)管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。

☐ ☐ (10)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	45共同溝シールド工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 ☐ ☐ (2)裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。 ☐ ☐ (3)シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。 ☐ ☐ (4)セグメントの品質が、工場管理資料より的確に確認できる。 ☐ ☐ (5)不可視部分の写真記録が適正である。 ☐ ☐ (6)その他（理由： ☐ ☐ (7)その他（理由： ☐ ☐ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	46上水道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)管渠の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ (2)弁筐等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ (3)管渠の接合状況が確認できる。（継手チェックシート、写真） ☐ ☐ (4)コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ ☐ (5)コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ (6)その他（理由： ☐ ☐ (7)その他（理由： ☐ ☐ (8)その他（理由： ☐ ☐ (9)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	47水管橋	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (4)据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ ☐ (5)基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 ☐ ☐ (6)溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。 ☐ ☐ (7)塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。 ☐ ☐ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	48農林等電気通信設備	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。

☐ ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (4)機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (5)設備の機能が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (6)盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。

☐ ☐ (7)配電盤類の動作試験は正常に動作した。

☐ ☐ (8)シーケンスに従い正常に動作した。

☐ ☐ (9)盤内機器等の性能検査表が整備されている。

☐ ☐ (10)配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。

☐ ☐ (11)電線類の接続部が適切に処理されている。

☐ ☐ (12)ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。

☐ ☐ (13)地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。

☐ ☐ (14)設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	49農林等施設機械設備（用排水ポンプ・構成付属設備）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。

☐ ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (4)機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (5)設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。

☐ ☐ (6)据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。

☐ ☐ (7)配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。

☐ ☐ (8)配電盤類の動作試験は正常に動作した。

☐ ☐ (9)電線類の接続部が適切に処理されている。

☐ ☐ (10)基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。

☐ ☐ (11)シーケンスに従い正常に動作した。

☐ ☐ (12)ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。

☐ ☐ (13)地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。

☐ ☐ (14)設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。

☐ ☐ (15)溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	50農林等施設機械設備（除塵設備・構成付属設備）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (4)機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (5)設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ (6)据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ ☐ (7)基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 ☐ ☐ (8)電線類の接続部が適切に処理されている。 ☐ ☐ (9)溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	51林道土工工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　□ 少ない（50%以下）　□ 普通（80%以下）　□ 規格値内（80%超え）　□ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。

□ □ (2)掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に漉き取り、適切な場所に搬出している。

□ □ (3)基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。

□ □ (4)盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧が架からないよう施工している。

□ □ (5)路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。

□ □ (6)着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。

□ □ (7)地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。

□ □ (8)掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。

□ □ (9)道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。

□ □ (10)仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	52森林植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない ☐ ☐ (1)拵え(伐倒、刈払、枝条整理等)は適切に施工されている。 ☐ ☐ (2)保存木は、適切に残置されている。 ☐ ☐ (3)苗木の管理（検収、仮植、運搬、断幹、根の処理）は適切に施工されている。 ☐ ☐ (4)植栽（植穴、施肥、客土、密度、締固め等）は適切に施工されている。 ☐ ☐ (5)施肥（種類、施用量、施用方法等）は適切に施工されている。 ☐ ☐ (6)簡易施設は適切に実施されている。 ☐ ☐ (7)植栽密度を管理する標準地の配置は適切である。 ☐ ☐ (8)その他（理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	53下水道工事 （開削工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (3)設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。

☐ ☐ (4)ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。

☐ ☐ (5)ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (7)締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。

☐ ☐ (8)混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。

☐ ☐ (9)管渠の接合状況が良好であることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	54下水道工事（推進工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (3)設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。

☐ ☐ (4)ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。

☐ ☐ (5)ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (7)測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。

☐ ☐ (8)常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。

☐ ☐ (9)推進作業等がデータで確認できる。

☐ ☐ (10)地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 ☐	55下水道工事 （シールド工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙－2参照。 【ばらつき】　☐ 少ない（50%以下）　☐ 普通（80%以下）　☐ 規格値内（80%超え）　☐ 判断できない					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐

☐ ☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (3)設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。

☐ ☐ (4)ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。

☐ ☐ (5)ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐ ☐ (7)セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ ☐ (8)溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。

☐ ☐ (9)二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。

☐ ☐ (10)常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。

☐ ☐ (11)シールド推進作業等がデータで確認できる。

☐ ☐ (12)裏込め注入状況がデータで確認できる。

☐ ☐ (13)地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

☐ ☐ (14)その他（理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

		50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	56舗装補修工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)適正な舗装設計の資料収集を行っている。

□ □ (2)材料仕様承諾書に基づき適切な混合物の規格が確認できる。

□ □ (3)混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。

□ □ (4)舗設後直ちに供用する必要がある現場で交通開放を適切に行っている。

□ □ (5)舗装各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。

□ □ (6)目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。

□ □ (7)気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業の配慮が行われている。

□ □ (8)不陸の修正、ローラーﾏｰｸの除去が適切に行われている。

□ □ (9)破損状態や設計条件に応じた適切な補修工法の選定が行われている。

□ □ (10)施工に先立ち施工面の有害物の除去、清掃が適切に行われている。

□ □ (11)路盤工、表層工の締固めが設計どおり行われていることが確認できる。

□ □ (12)プライムコート・タックコートの散布と養生が適切に行われている。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	57浚渫工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

□ □ (1)掘削時における濁りの防止等環境保全に十分注意し施工していることが確認できる。

□ □ (2)既設構造物に影響が無いように十分検討して施工されている。

□ □ (3)土砂処分における運搬途中で漏出が無いよう施工されている。

□ □ (4)仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。

□ □ (5)施工時の天候等が記録整理されている。

□ □ (6)掘削断面に過掘りが少なく図面どおりに仕上げられている。

□ □ (7)残土処理数量が適切に管理されている。

□ □ (8)端部における地山等とのすり合わせにきめ細かい注意がうかがえる。

□ □ (9)汚濁防止堤の選定、施工が適切に行われている。

□ □ (10)警戒船の配置が適切にされ、通航船舶の安全運航に支障が無い。

□ □ (11)近隣施設（岸壁等）の利用に支障が無く工事が行われている。

□ □ (12)浚渫区域を正確に特定できる測量が実施され、施工管理が行われている。

□ □ (13)沖捨てがある場合、指定された区域で確実に処理されていることが確認できる。

□ □ (14)海上保安部から要請のあった品質を確保できる。

□ □ (15)陸上仮置きがある場合、濁り等防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
出来形及び出来ばえ Ⅱ　品質 □	58上記以外の工事又は合併工事	□ □ (1)理由： □ □ (2)理由： □ □ (3)理由： □ □ (4)理由： □ □ (5)理由： □ □ (6)理由： □ □ (7)理由： □ □ (8)理由： □ □ (9)理由： □ □ (10)理由：					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	01基礎工工事（地盤改良等を含む）	☐ (1)土工関係の仕上げが良い。 ☐ (2)通りが良い。 ☐ (3)端部及び天端の仕上げが良い。 ☐ (4)施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	02土工事(盛土、築堤等工事)	☐ (1)仕上げが良い。 ☐ (2)通りが良い。 ☐ (3)天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ (4)構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	03土工事(切土工事)	☐ (1)規定された勾配が確保されている。 ☐ (2)切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ (3)法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ (4)滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ (5)関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	04コンクリート構造物工事	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (4)クラックが無い。 ☐ (5)漏水が無い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目５項目以上・・・・・・・a 該当項目４項目・・・・・・・・・b 該当項目３項目・・・・・・・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	05護岸・根固・水制工事	□ (1)通りが良い。 □ (2)材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ (3)天端及び端部の仕上げが良い。 □ (4)既設構造物とのすりつけが良い。 □ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。 判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d		

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	06砂防構造物工事	□ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 □ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ (4)クラックが無い。 □ (5)漏水が無い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目５項目以上・・・・・・・a 該当項目４項目・・・・・・・・・b 該当項目３項目・・・・・・・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	07地すべり防止工事（抑止杭・集水井戸工事含む）	□ (1)地山との取り合いが良い。 □ (2)天端、端部の仕上げが良い。 □ (3)施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	08法面工事1 （基材吹付・シート張等）	☐ (1)通りが良い。 ☐ (2)植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ (3)端部処理が良い。 ☐ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	09法面工事2 （ﾓﾙﾀﾙ吹付・法枠・ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｱﾝｶｰ等）	☐ (1)通りが良い。 ☐ (2)植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ (3)端部処理が良い。 ☐ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	10鋼橋工事 （RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）	□ (1)表面に補修箇所が無い。 □ (2)部材表面に傷及び錆が無い。 □ (3)溶接に均一性がある。 □ (4)塗装に均一性がある。 □ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0		考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。 判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d		

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	11コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ (3)天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ (4)支承部の仕上げが良い。 ☐ (5)クラックが無い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	12舗装工事	□ (1)舗装の平坦性が良い。 □ (2)構造物の通りが良い。 □ (3)端部処理が良い。 □ (4)構造物へのすりつけ等が良い。 □ (5)雨水処理が良い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	13トンネル工事	□ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 □ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ (4)クラックが無い。 □ (5)漏水が無い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目５項目以上・・・・・・a 該当項目４項目・・・・・・・・b 該当項目３項目・・・・・・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	14植栽工事	☐ (1)樹木の活着状況が良い。 ☐ (2)支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ (3)支柱の取り付けが堅固である。 ☐ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	15防護柵（網）等設置工事	□ (1)通りが良い。 □ (2)端部処理が良い。 □ (3)部材表面に傷及び錆が無い。 □ (4)既設構造物等とのすりつけが良い。 □ (5)きめ細やかに施工されている。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	16標識等設置工事	☐ (1)設置位置に配慮がある。 ☐ (2)標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ (3)標識板の支柱に変色が無い。 ☐ (4)支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	17区画線等設置工事	☐ (1)塗料の塗布が均一である。 ☐ (2)視認性が良い。 ☐ (3)接着状態が良い。 ☐ (4)施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	18維持修繕工事	□ (1)小構造物等にも注意が払われている。 □ (2)きめ細かな施工がなされている。 □ (3)既設構造物とのすりつけが良い。 □ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	19塗装工事	☐ (1)塗装の均一性が良い。 ☐ (2)細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ (3)補修箇所が無い。 ☐ (4)ケレンの施工状況が良好である。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	20港湾築造工事（海岸築造工事を含む）	□ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 □ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ (4)クラックが無い。 □ (5)漏水が無い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	21港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)	□ (1)規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ (2)施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ (3)施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ (4)浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されている。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	22ほ場整備工事	☐ (1)整地仕上げが良い。 ☐ (2)営農に十分配慮された施工がなされている。 ☐ (3)水路や道路の通りが良い。 ☐ (4)法面仕上げが良い。 ☐ (5)雨水処理が良い。 ☐ (6)吸水渠、集水渠、水閘、排水口の配置が良い。 ☐ (7)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目６項目以上・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・b
該当項目４項目・・・・・・・・・c
該当項目３項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	23林道工事(砂利道)				

☐ (1)切取・盛土法面の仕上げが良く、規程された法勾配が確保されている。

☐ (2)排水施設の施工が良好である。

☐ (3)全体的に端部処理が良い。

☐ (4)全体的な美観が良い。

☐ (5)舗装の仕上げ若しくは敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。

☐ (6)構造物等の肌が良い。

☐ (7)構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。

☐ (8)構造物の通りが良い。

☐ (9)既設構造物等へのすりつけが良い。

☐ (10)法面工の植生、吹付け等の状態が均一である。

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目９項目以上・・・・・・・a
該当項目８項目・・・・・・・・・b
該当項目６項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

該当項目 ＝ 0

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	24水路等コンクリート二次製品設置工事	□ (1)土工の仕上げが良い。 □ (2)土工の構造物等へのすりつけが良い。 □ (3)コンクリート構造物の通りが良い。 □ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ (5)製品のかみ合わせが良い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	25管水路工事 (パイプライン)	□ (1)管の通りがよい。 □ (2)付帯コンクリート構造物の肌が良い。 □ (3)付帯コンクリート構造物の通りが良い。 □ (4)付帯コンクリート構造物にクラックがない。 □ (5)舗装復旧面と既設舗装面との取り合わせが良い。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	26機械設備工事	☐ (1)主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ (2)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (3)土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ (4)溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	27電気通信工事				

☐ (1)主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。

☐ (2)公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。

☐ (3)動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。

☐ (4)当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。

☐ (5)操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。

☐ (6)全体的な美観が良い。

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

該当項目 ＝ 0

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	28電気設備工事（建築）・暖冷房衛生設備・照明設備工事	□ (1)きめ細かな施工がなされている。 □ (2)公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ (3)動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ (4)ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ (5)操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。 判断基準 該当項目５項目以上・・・・・・・a 該当項目４項目・・・・・・・・・b 該当項目３項目・・・・・・・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・・d		

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	29建築工事（新築）	□ (1)きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ (2)関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。 □ (3)使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ (4)仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。 □ (5)外構を含め全体的な美観が良好である。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	30建築工事（改修）	□ (1)きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ (2)既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。 □ (3)使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ (4)仕上がりの状態が良好である。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	31ポット苗植栽工	□ (1)樹木の活着状況が良い。 □ (2)支柱の傾きまたは柵の天端の並びがよい。 □ (3)ポット苗の植付け間隔に均整が取れている。 □ (4)表土覆工が隙間なくていねいに施工されている。 □ (5)植栽帯の全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	32鋼橋工事（工場製作のみ）	☐ (1)表面に補修箇所がない。 ☐ (2)部材表面に傷、錆がない。 ☐ (3)溶接に均一性がある。 ☐ (4)塗装に均一性がある。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	33鋼橋工事（架設のみ）	☐ (1)表面に補修箇所がない。 ☐ (2)部材表面に傷、錆がない。 ☐ (3)溶接に均一性がある。 ☐ (4)塗装に均一性がある。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	34補強土壁工事（ﾃｰﾙｱﾙﾒ、ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙ、多数アンカー等）	☐ (1)壁面材のかみ合わせや仕上げが良い。 ☐ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。 ☐ (3)壁面の通りが良い。 ☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	35柵工、筋工、伏工工事	□ (1)通りがよい。 □ (2)材料の連結、かみ合わせがよい。 □ (3)構造物へのすりつけがよい。 □ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	36木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）	☐ (1)通りがよく、バランスが保たれている。 ☐ (2)金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。 ☐ (3)形状・寸法等が確保され統一性が良い。 ☐ (4)コンクリート構造物へのすり付け等がよい。 ☐ (5)地山への密着性が確保され仕上げがよい。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	37渓間工事（山腹工事にも適用）	☐ (1)地山への密着性が確保され仕上げがよい。 ☐ (2)通りがよく、バランスが保たれている。 ☐ (3)材料の連結、かみ合わせがよい。 ☐ (4)端部処理が良い。 ☐ (5)構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目５項目以上・・・・・・・a
該当項目４項目・・・・・・・・・b
該当項目３項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	38フィルダム・ため池工事	□ (1)土工の通りがよい。 □ (2)土工の構造物へのすりつけがよい。 □ (3)吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 □ (4)コンクリート構造物の肌がよい。 □ (5)コンクリート構造物の通りがよい。 □ (6)天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □ (7)クラックがない。 □ (8)漏水がない。 □ (9)施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等） □ (10)全体的な美観がよい。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目８項目以上・・・・・・・a
該当項目６項目・・・・・・・・・b
該当項目４項目・・・・・・・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	39落石防止網（ロックネット類）	☐ (1)ロープ、ネット等のかみ合わせや仕上げが良い。 ☐ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。 ☐ (3)設置面の通りが良い。 ☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	40軽量盛土工事（二次製品、現場打ち）	□ (1)壁面材のかみ合わせや仕上げが良い。 □ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。 □ (3)壁面の通りが良い。 □ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	41橋梁等補強補修工事	☐ (1)表面に傷や補修箇所がない。 ☐ (2)小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ (3)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (4)既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	42取壊し工事	☐ (1)きめ細かな施工がされている。 ☐ (2)既存部分への影響が最小限に抑えられている。 ☐ (3)既存部分や関連設備との調整取り合せがなされている。 ☐ (4)取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 ☐ (5)取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	43仮設工工事	☐ (1)鋼矢板・親杭の通りが良い。 ☐ (2)覆工板にがたつきがない。 ☐ (3)鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 ☐ (4)床付け面の仕上げがよい。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。 判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d		

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	44電線共同溝工事（管路布設段階））	☐ (1)歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ (2)ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ (3)施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ (4)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目３項目以上・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	45共同溝シールド工事	□ (1)RCセグメントの割れ・カケがない。 □ (2)継ぎ手面の防水が確実になされている。 □ (3)セグメント間の目違い、段差が少ない。 □ (4)ボルトの締め付け状況がよい。 □ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	46上水道工事	☐ (1)管渠の通りがよい。 ☐ (2)弁筐等の仕上げがよい。 ☐ (3)クラックがない。 ☐ (4)漏水がない。 ☐ (5)全体的な美観がよい。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	47水管橋	☐ (1)表面に傷、錆、補修個所がない。 ☐ (2)溶接、塗装組立の均一性が良い。 ☐ (3)管の通りがよい。 ☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げがよい。（コンクリート構造物を含む。） ☐ (5)全体的な美観が良い。（コンクリート等にクラックもない。） 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	48農林等電気通信設備	☐ (1)構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ (2)公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ☐ (3)構造物へのすりつけがよい。 ☐ (4)製作上の補修痕跡がない。 ☐ (5)全体的な取扱いがしやすい。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	49農林等施設機械設備（用排水ポンプ・構成付属設備）	□ (1)主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 □ (2)溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 □ (3)製作上の補修痕跡がない。 □ (4)全体的な取扱いがしやすい。 □ (5)仕上状態が良く、全体的な美観に優れている。			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

該当項目 ＝ 0

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	50農林等施設機械設備（除塵設備・構成付属設備）	□ (1)主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 □ (2)溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 □ (3)製作上の補修痕跡がない。 □ (4)全体的な取扱いがしやすい。 □ (5)仕上状態が良く、全体的な美観に優れている。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	51林道土工工事	☐ (1)切土・盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。 ☐ (2)道路の形状（綿形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝）がよい。 ☐ (3)構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 ☐ (4)土工の仕上げがよく、残土処理等が適切である。 ☐ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	52森林植栽工事	□ (1)植栽木の活着状況が良い。 □ (2)植栽地の全体的な美観が良い。 □ (3)枝条等は等高線上に適切に整理されている。 □ (4)植栽木の配植が良い。 □ (5)簡易施設は適切で美観が良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	53下水道工事（開削工）	☐ (1)通りがよい。 ☐ (2)漏水がない。 ☐ (3)クラックがない。 ☐ (4)残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ (5)マンホールのインバートの仕上げが良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	54下水道工事（推進工）	☐ (1)通りがよい。 ☐ (2)漏水がない。 ☐ (3)クラックがない。 ☐ (4)残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ (5)マンホールのインバートの仕上げが良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙-1-3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ ☐	55下水道工事（シールド工）	☐ (1)通りがよい。 ☐ (2)漏水がない。 ☐ (3)クラックがない。 ☐ (4)残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ (5)マンホールのインバートの仕上げが良い。 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。

※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	56舗装補修工事	□ (1)舗装の平坦性が良く、表面排水が確保されている。 □ (2)端部の処理が良い □ (3)構造物へのすりつけ等が良い。 □ (4)きめ細かな施工がなされている。 □ (5)全体的な美観が良い。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。 判断基準 該当項目４項目以上・・・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・・・d		

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえがな Ⅲ出来ばえ ☐	57浚渫工事	☐ (1)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (2)既設部分への影響が最小限に抑えられている。 ☐ (3)掘削後の整地等仕上がりの状態が良好である。 ☐ (4)残土処分における運搬途中、処分場周辺に飛散漏出等がない。 該当項目 ＝ 0	考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。	判断基準 該当項目３項目以上・・・・・・・a 該当項目２項目・・・・・・・・・b 該当項目１項目・・・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・・d	

別紙−1−3

工事成績採点の考査項目別運用表

（検査員：完成）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ □	58上記以外の工事又は合併工事	□ (1)理由： □ (2)理由： □ (3)理由： □ (4)理由： □ (5)理由： 該当項目 ＝ 0			

考査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や考査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目４項目以上・・・・・・・a
該当項目３項目・・・・・・・・・b
該当項目２項目・・・・・・・・・c
該当項目１項目以下・・・・・・・d

注　評価対象項目は最大５項目とする。

別紙－2

記入方法及び留意事項

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが 50%以下と判断できる例

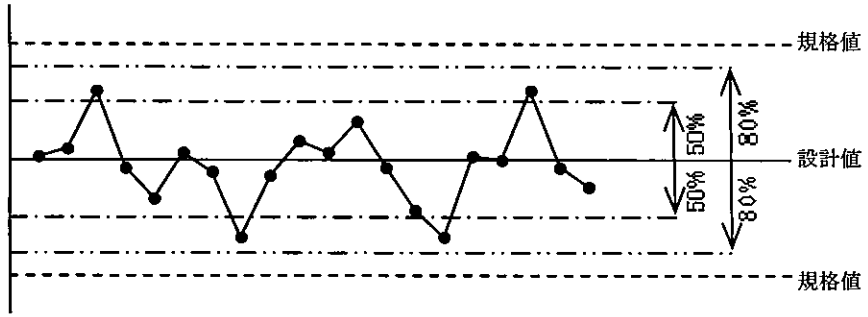

②ばらつきが 80%以下と判断できる例

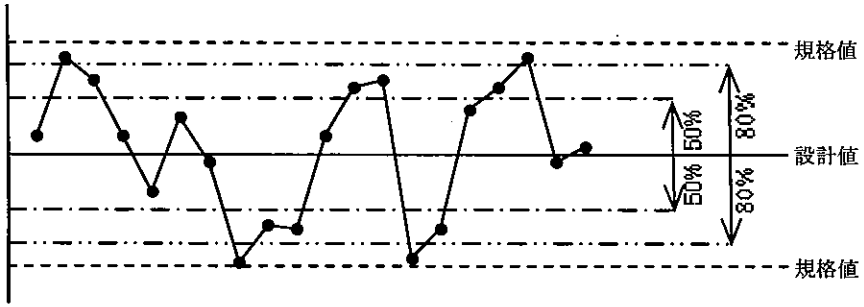

（下限値のみの場合）

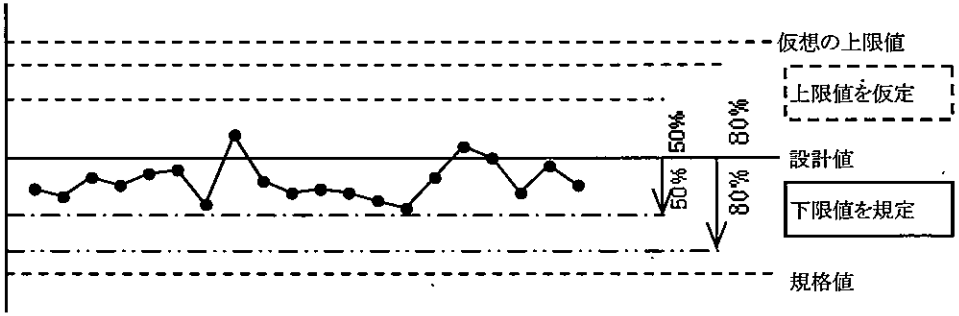

[度数表またはヒストグラムの場合]

ばらつきが小さい

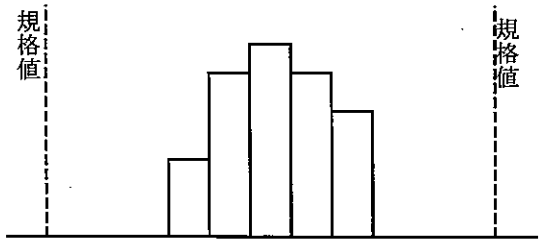

ばらついている

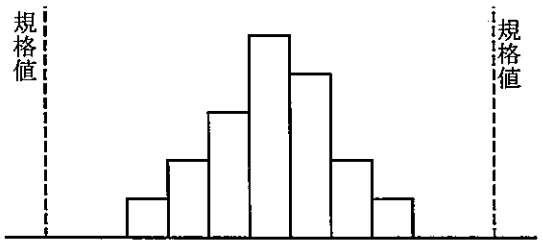

ばらつきが大きい

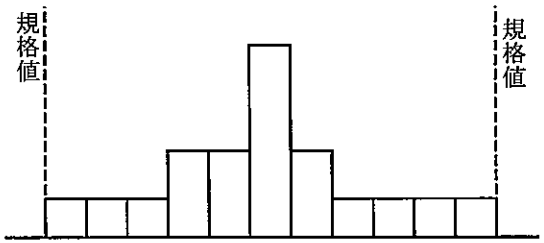

別紙－2

記入方法及び留意事項

2. コンクリート構造物のクラック

表－1及び表－2において ▭ で囲んだものを、「有害なクラック」とする。

表－1　鋼材腐食の観点からの「ひび割れ」の部材性能への影響

環境条件		塩害・腐食環境下	一般屋外環境下	土中・屋内環境下
ひびわれ幅: ω (mm)	0.5<ω	大(20 年耐久性)	大(20 年耐久性)	大(20 年耐久性)
	0.4<ω≦0.5	大(20 年耐久性)	大(20 年耐久性)	中(20 年耐久性)
	0.3<ω≦0.4	大(20 年耐久性)	中(20 年耐久性)	小(20 年耐久性)
	0.2<ω≦0.3	中(20 年耐久性)	小(20 年耐久性)	小(20 年耐久性)
	ω≦0.2	小(20 年耐久性)	小(20 年耐久性)	小(20 年耐久性)

※「塩害・腐食環境」とは、「海岸より1km以内または凍結防止剤が使用される場合」

※「20 年耐久性」は、ひび割れの評価時点から 15～25 年後程度の耐久性評価結果を保証できる期間の目安として設定したものであり、15～25 年の平均をとって示したものである。

小	ひび割れが性能低下の原因となっておらず、部材が要求性能を満足する。
中	ひび割れが性能低下の原因となるが、軽微(簡易)な対策により対処が可能。
大	ひび割れによる性能低下が顕著であり、部材が要求性能を満足していない。

表－2　防水性・水密性の観点からの「ひび割れ」の部材性能への影響

環境条件		常時水圧作用環境下		左記以外	
部材厚(mm)		180 未満	180 以上	180 未満	180 以上
ひびわれ幅: ω (mm)	0.20<ω	大	大	大	大
	0.15<ω≦0.20	大	大	大	中
	0.05<ω≦0.15	中	中	中	小
	ω≦0.05	小	小	小	小

※「常時水圧が作用する環境」とは、「タンク、地下外壁、水利構造など」

小	ひび割れが性能低下の原因となっておらず、部材が要求性能を満足する。
中	ひび割れが性能低下の原因となるが、軽微(簡易)な対策により対処が可能。
大	ひび割れによる性能低下が顕著であり、部材が要求性能を満足していない。

別紙－2

記入方法及び留意事項

3. 多工種の取扱い

施工特性から見て評価対象項目として妥当な工種を選択する。

ただし、複合工種等で工種選択の適性が不明な場合には以下の判断とする。

(1) 金額ベースで 70%以上を占める工種を主たる工種とする。

(2) 1工種で 70%に満たない場合は複数工種で考査することとするが、上位2工種とする。

(3) 複数工種で考査する場合でも、重要構造物がある場合には、これを優先し2工種に取り組む。

(4) 2工種で評価が分かれたときは評価が低い工種で代表する。